

# 河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 2 7 年 5 月

# 一級河川指定等の根拠条文

## 河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

# 一級河川指定等関係公文書（写）

社会資本整備審議会会長  
三村 明夫 殿

国 水 政 第 1 0 0 号  
平成 2 7 年 3 月 2 6 日

国 土 交 通 大 臣  
太 田 昭 宏



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更若しくは廃止を行いたいので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求める。

国 社 整 審 第 4 号  
平成27年4月17日

河川分科会  
分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会  
会長 三村 明夫



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について（付託）

平成27年3月26日付け国水政第100号により当審議会に意見を求められた河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

## 一級河川指定等(案)の概要

### 1 平成26年6月現在の一級河川指定状況

|       |                  |
|-------|------------------|
| 水 系 数 | 1 0 9 水系         |
| 河 川 数 | 1 4, 0 4 9 河川    |
| 河川延長  | 8 8, 0 7 3. 3 km |

### 2 今回の一級河川指定等(案)

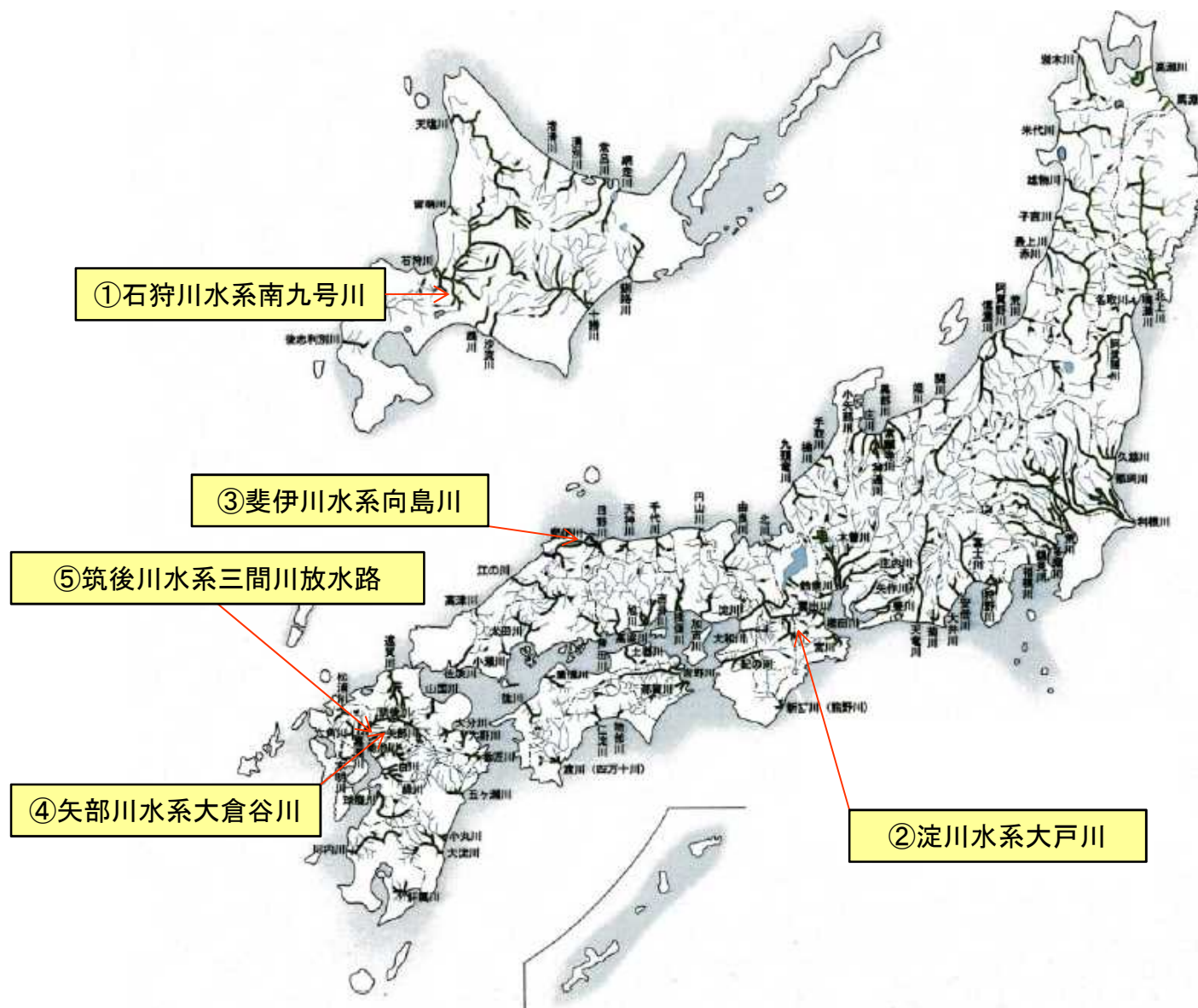
|         |      |           |
|---------|------|-----------|
| (1) 新 規 | 3 河川 | 3. 4 km   |
| (2) 変更減 | 1 河川 | △ 0. 9 km |
| (3) 廃 止 | 1 河川 | △ 0. 3 km |

|    |      |         |
|----|------|---------|
| 合計 | 5 河川 | 2. 2 km |
|----|------|---------|

### 3 今回の一級河川指定等後の状況

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 水 系 数 | <u>1 0 9 水系</u>         |
| 河 川 数 | <u>1 4, 0 5 1 河川</u>    |
| 河川延長  | <u>8 8, 0 7 5. 5 km</u> |

# 一級河川指定等(案)の全国位置図



# 一級河川指定等(案)一覧表

|   | 水系名           | 河川名                   | 都道府県名<br>(市町村名) | 区分   | 指定等の延長 (km)  |    |               | 指定等の理由                                                                                    |                                                                                                            |
|---|---------------|-----------------------|-----------------|------|--------------|----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               |                       |                 |      | 新規           | 変更 |               |                                                                                           | 廃止                                                                                                         |
|   |               |                       |                 |      |              | 増  | 減             |                                                                                           |                                                                                                            |
| ① | イシカリガワ<br>石狩川 | ミナミキユウゴウガワ<br>南九号川    | 北海道<br>(長沼町)    | 変更   |              |    | (6.4)<br>△0.9 | 舞鶴遊水地の完成に伴い嶮淵川（けぬふちがわ）の河川区域指定（3号地）を行うが、舞鶴遊水地内にある南九号川上流部が当該河川区域に取り込まれることになるため、上流端の変更を行うもの。 |                                                                                                            |
| ② | ヨドガワ<br>淀川    | オオトガワ<br>大戸川          | 三重県<br>(伊賀市)    | 廃止   |              |    |               | (0.0)<br>△0.3                                                                             | 小田遊水地の完成に伴い木津川の河川区域指定（3号地）を行うが、小田遊水地内にある大戸川が当該河川区域に取り込まれることになるため、一級河川指定の廃止を行う。                             |
| ③ | ヒイカワ<br>斐伊川   | ムコウジマガワ<br>向島川        | 島根県<br>(松江市)    | 新規指定 | (0.2)<br>0.2 |    |               |                                                                                           | 昭和47年7月や平成18年7月の豪雨等により、松江市街地橋北地区において甚大な被害を受けたことから、向島川の護岸改修、河床掘削を行うため、一級河川に指定するもの。                          |
| ④ | ヤベガワ<br>矢部川   | オオグラタニガワ<br>大倉谷川      | 福岡県<br>(八女市)    | 新規指定 | (1.9)<br>1.9 |    |               |                                                                                           | 平成24年7月の九州北部豪雨により、矢部川及び白木川の水位が上昇し、大倉谷川へ逆流した結果、浸水被害が発生したため、大倉谷川の氾濫対策として、水門、ポンプ及び放水路を整備するため、一級河川に指定するもの。     |
| ⑤ | チクゴガワ<br>筑後川  | サンゲンガワハウスイロ<br>三間川放水路 | 佐賀県<br>(佐賀市)    | 新規指定 | (1.3)<br>1.3 |    |               |                                                                                           | 平成2年7月の洪水により、佐賀江川流域において甚大な被害を受けたことから、一級河川三間川の河川改修事業により三間川放水路の整備が行われてきたが、平成27年3月に完成したため、同放水路を一級河川として指定するもの。 |

(注) ( ) 書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

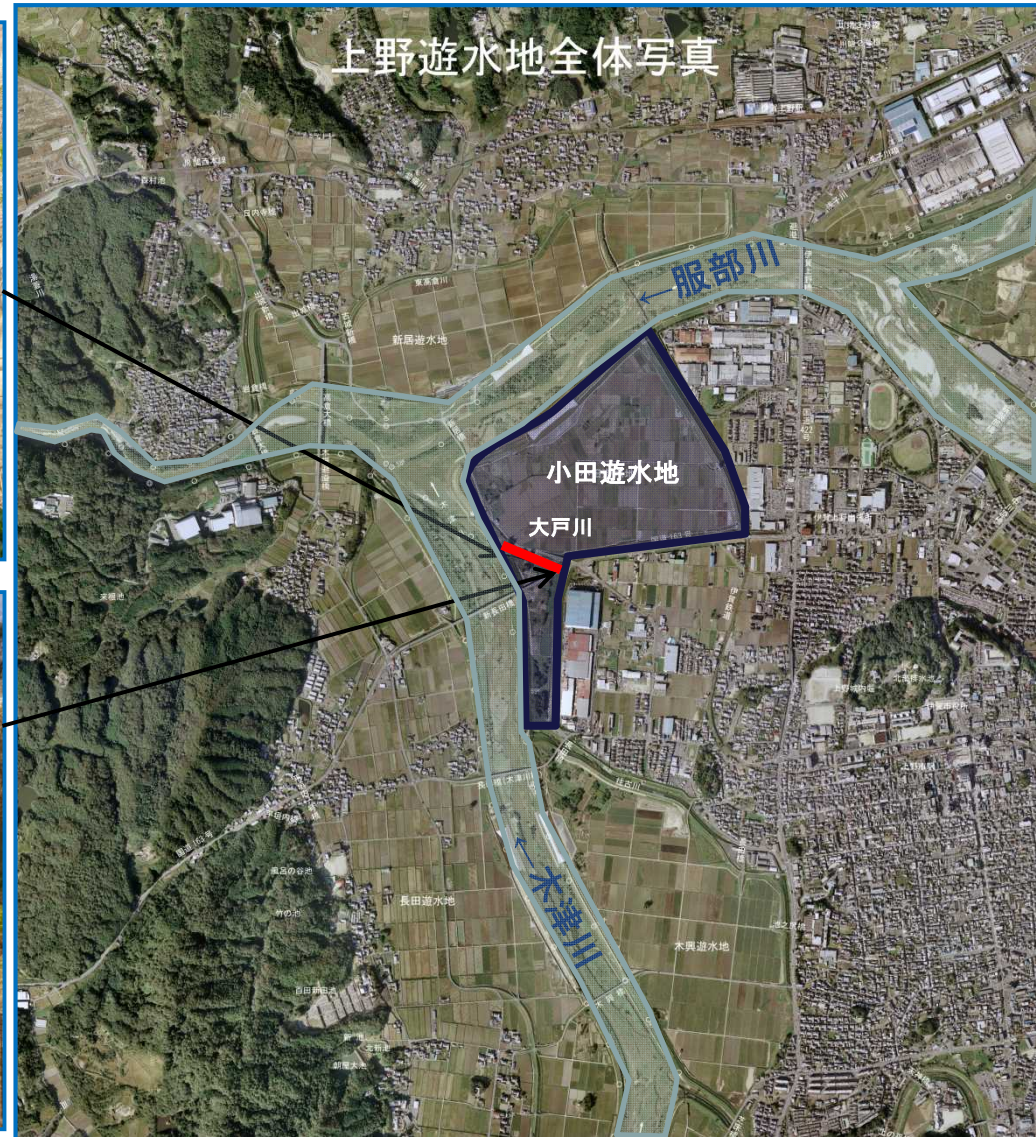
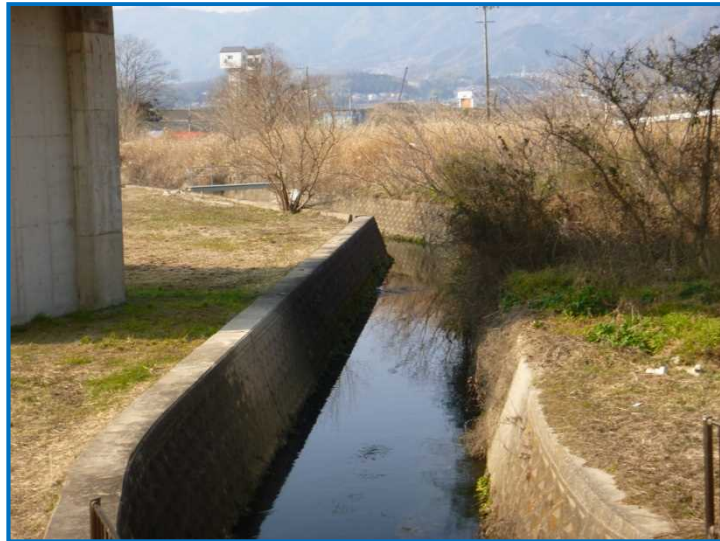


# 石狩川水系南九号川位置図





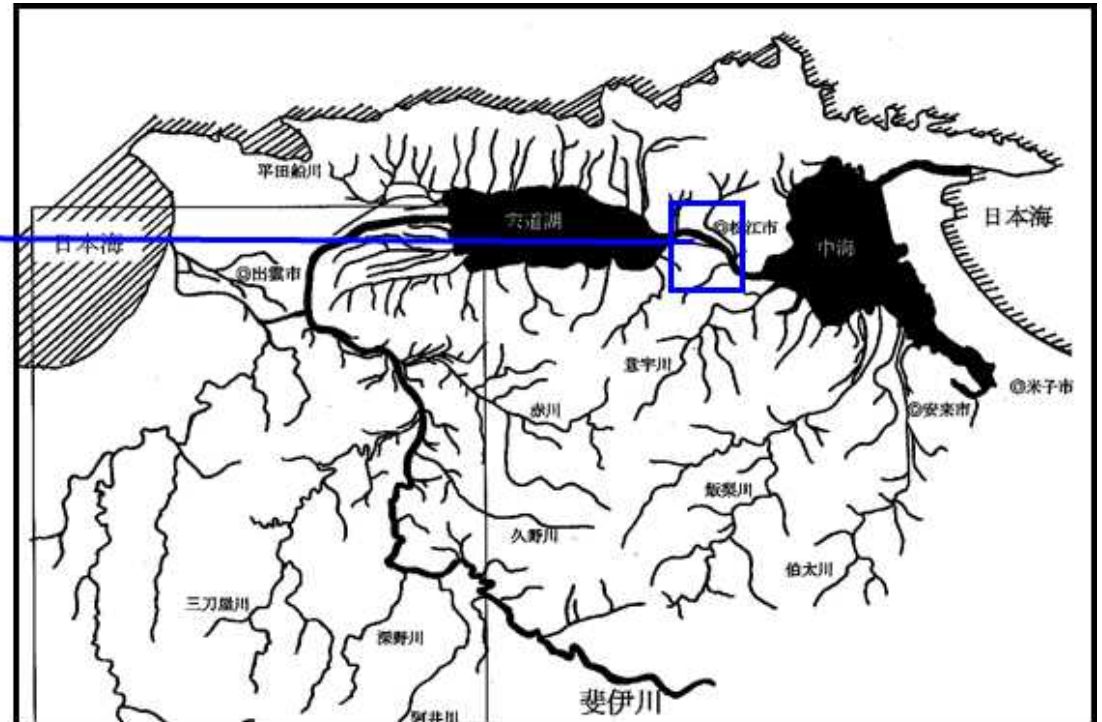
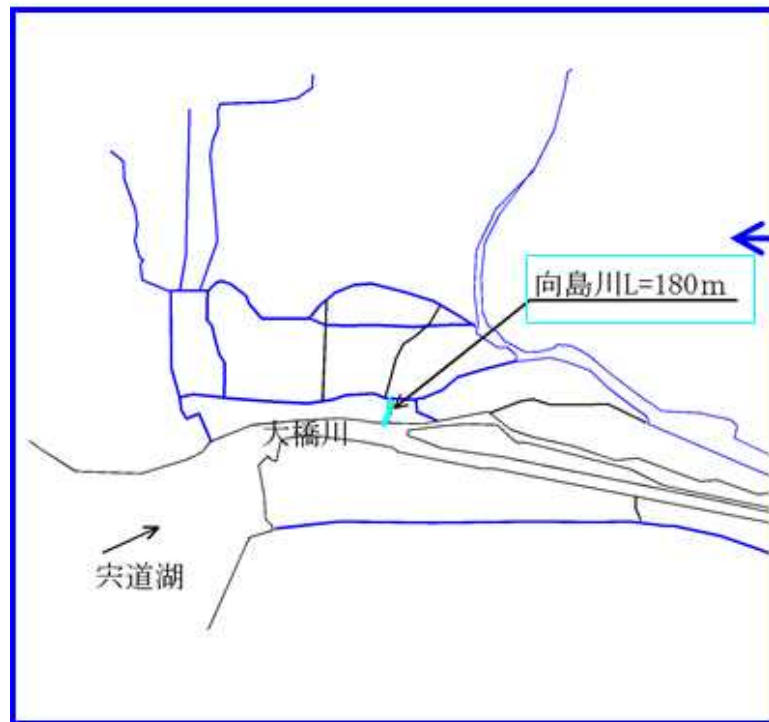
## 淀川水系大戸川位置図



### ③斐伊川水系略図(向島川)

#### 河川指定等の概要

昭和47年7月や平成18年7月の豪雨等により、松江市街地橋北地区において甚大な被害を受けたことから、向島川の護岸改修、河床掘削を行うため、一級河川に指定するもの。



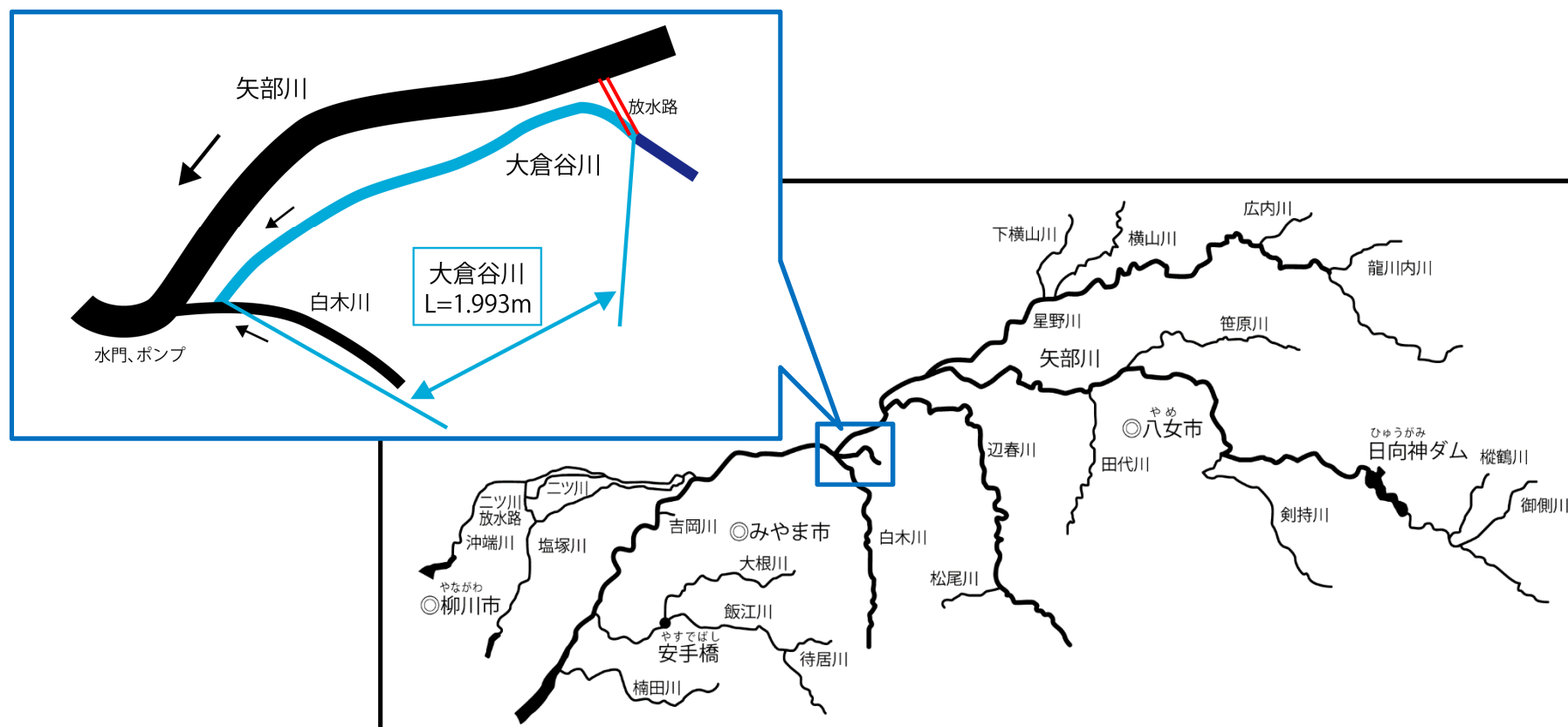
# 斐伊川水系向島川位置図



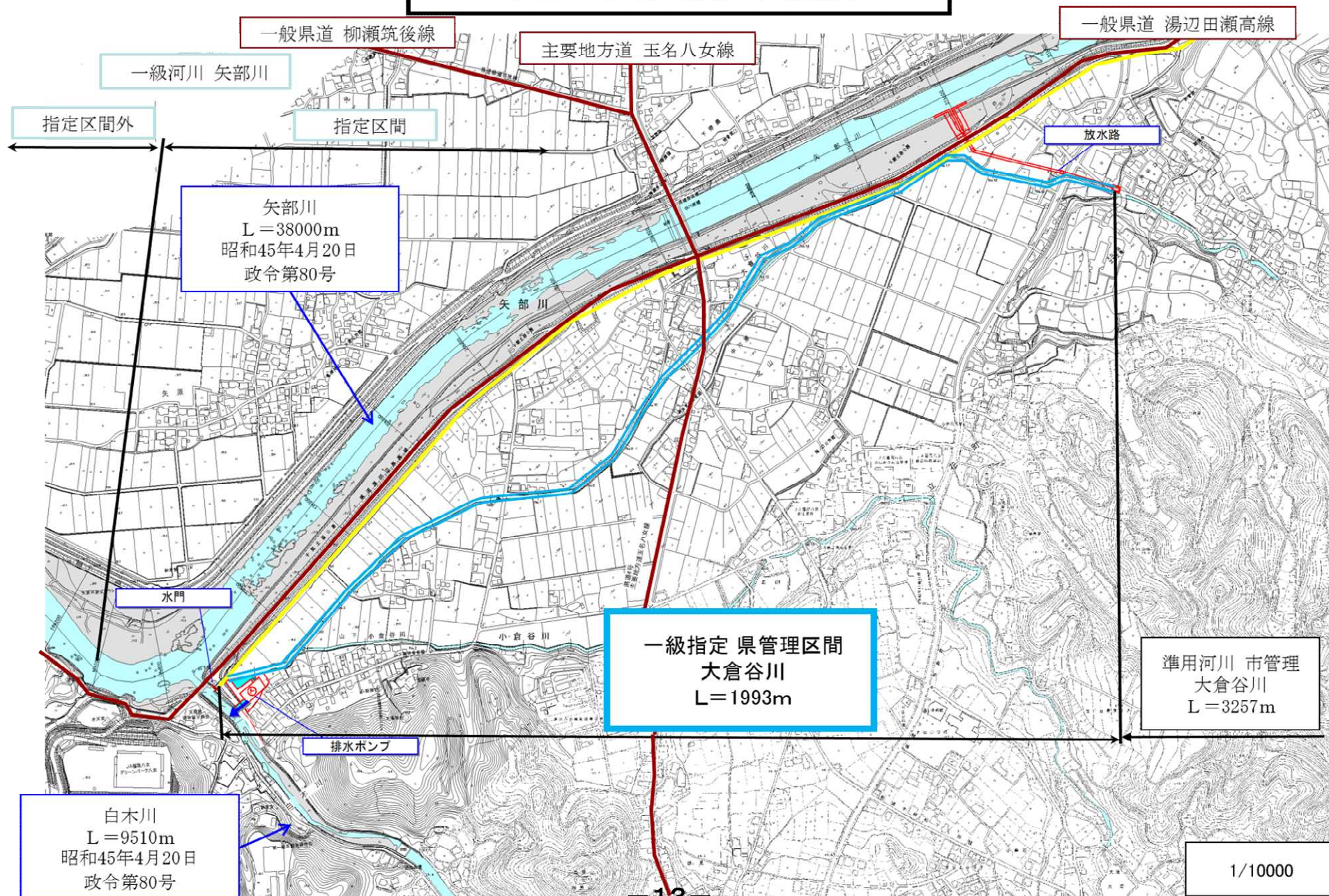
#### ④矢部川水系略図(大倉谷川)

##### 河川指定等の概要

平成24年7月の九州北部豪雨により、矢部川及び白木川の水位が上昇し、大倉谷川へ逆流した結果、浸水被害が発生したため、大倉谷川の氾濫対策として、水門、ポンプ及び放水路を整備するため、一級河川に指定するもの。



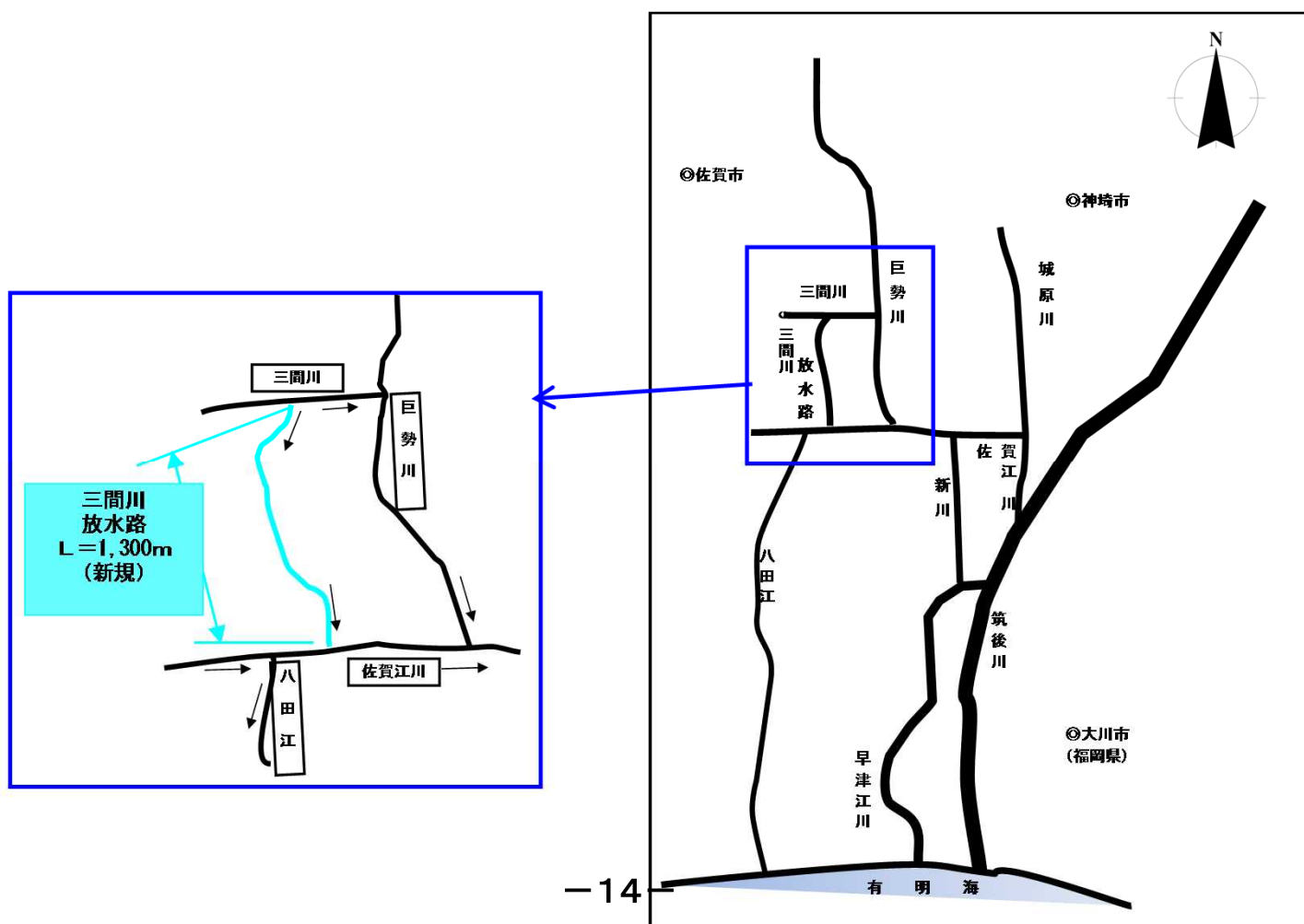
# 矢部川水系大倉谷川 位置図



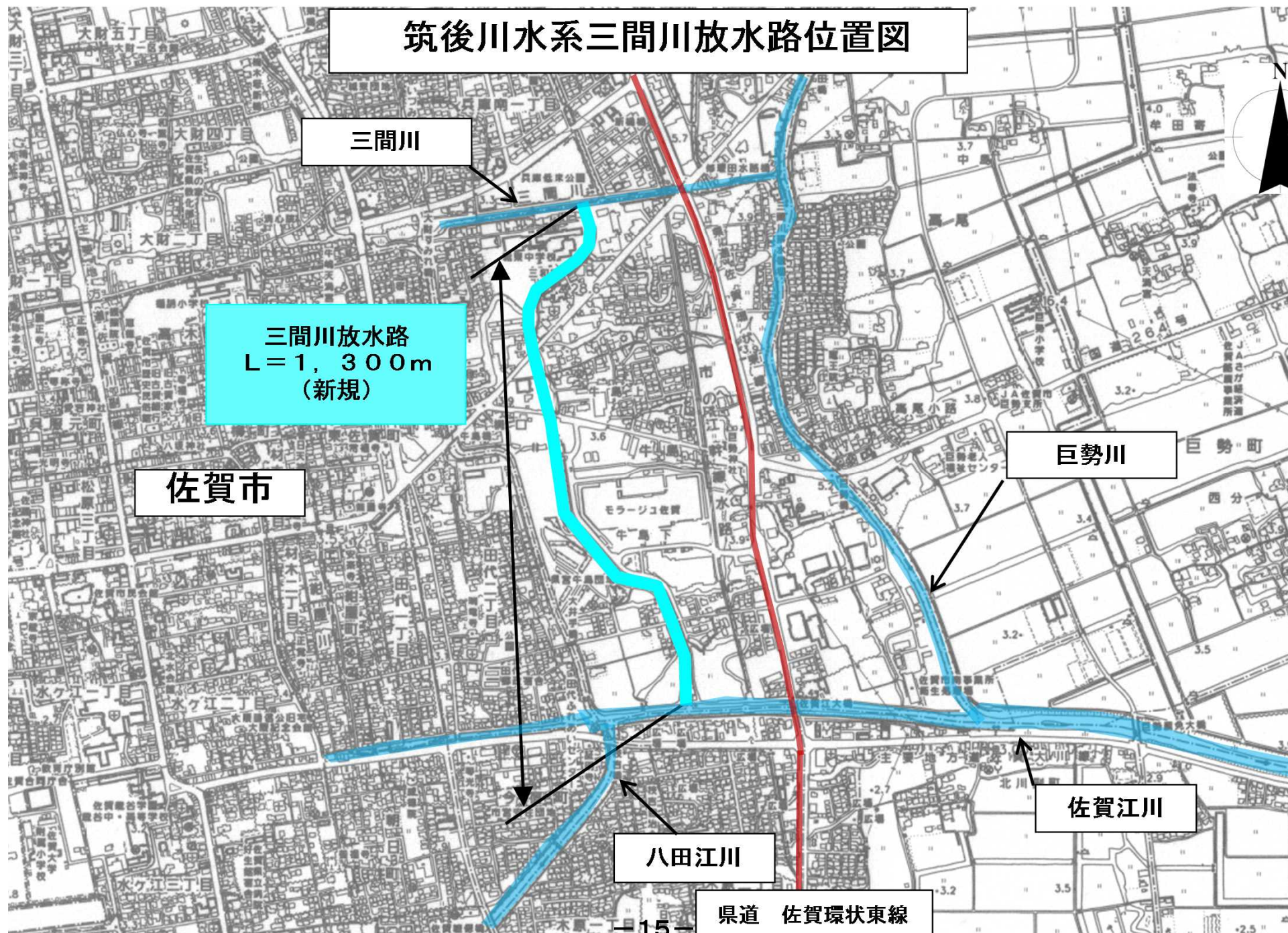
## ⑤筑後川水系略図(三間川放水路)

### 河川指定等の概要

平成2年7月の洪水により、佐賀江川流域において甚大な被害を受けたことから、一級河川三間川の河川改修事業により三間川放水路の整備が行われてきたが、平成27年3月に完成したため、同放水路を一級河川として指定するもの。



# 筑後川水系三間川放水路位置図



# 一級河川指定の視点

## どのようなものを一級河川指定しているか

一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用の状況等から一級河川として他の区間と一体として管理する必要がある区間で次の1～5のいずれかに該当するもの

1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要があること

③向島川(島根県)  
④大倉谷川(福岡県)  
⑤三間川放水路(佐賀県)

2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われること

3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等があること

今回は該当なし

4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

5 その他、既に指定済みの河川において流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情により河川の名称、上下流端の変更又は廃止等が生じるもの

①南九号川(北海道)  
②大戸川(三重県)

# 一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号  
河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。  
平成 年 月 日

表一 石狩川水系 国土交通大臣 太田 昭宏

| 変<br>更   | 区 分                            |                                 |
|----------|--------------------------------|---------------------------------|
|          | 新                              | 旧                               |
| 南九号川     | 右岸<br>同町同字四千九百九十三番一地先          | 左岸<br>北海道夕張郡長沼町南十二号東十線四千四百四十番地先 |
|          | 左岸<br>北海道夕張郡長沼町馬追原野四千九百九十一番三地先 | 右岸<br>同町南十二号東十線四千四百四十二番地先       |
| 千歳川への合流点 |                                | 千歳川への合流点                        |

表二 淀川水系

| 区 分      |                              |
|----------|------------------------------|
| 廃止       | 名称                           |
| 大戸川      | 右岸<br>上野市小田町字下温井二千三百六十三番の一地先 |
|          | 左岸<br>上野市小田町字西川原二千二百番の一地先    |
| 木津川への合流点 |                              |

表三 斐伊川水系

| 区 分      |     |
|----------|-----|
| 指定       | 名称  |
| 向島川      | 上流端 |
|          | 下流端 |
| 京橋川の分派点  |     |
| 斐伊川への合流点 |     |

表四 矢部川水系

| 区 分      |                               |
|----------|-------------------------------|
| 指定       | 名称                            |
| 大倉谷川     | 右岸<br>同市立花町北山字前田五千四十番一地先      |
|          | 左岸<br>福岡県八女市立花町北山字前田五千三十九番一地先 |
| 白木川への合流点 |                               |

表五 筑後川水系

| 区 分       |     |
|-----------|-----|
| 指定        | 名称  |
| 三間川放水路    | 上流端 |
|           | 下流端 |
| 三間川からの分派点 |     |
| 佐賀江川への合流点 |     |

備考

- (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
- (二) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものである。この場合、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
- (三) 区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。
- (四) これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のものである。